

小島クリニック事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 小島クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 小島クリニック
- ② 所在地 広島市安佐南区祇園四丁目 8-5

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
理学療法士 1名（非常勤）
作業療法士 3名（常勤専従 2名、非常勤 1名）
看護職員 1名（常勤専従 1名）
介護職員 2名（常勤専従 1名 非常勤 1名）
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。（水・土曜日は9時から13時）
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後13時00分、午後14時00分から午後17時00分までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 25名（2単位）

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 機能訓練
- ② 食事の提供
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 延長サービス（介護給付）
- ⑥ リハビリマネジメント（介護給付）
- ⑦ 短期集中個別リハビリテーション実施加算（介護給付）
- ⑧ リハビリマネジメント（介護予防）
- ⑨ 運動器機能向上（介護予防）
- ⑩ 口腔機能向上（介護予防）

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 1000円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上の場合 1000円+1キロメートルごとに50円とする。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は、30分あたり500円を徴収する。

4 食費は、490円を徴収する。

5 おむつ代は、50円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、広島市の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体の拘束等）

第10条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

研修 及び訓練を定期的実施する。 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行う。

(衛生管理)

第 13 条 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講じるものとする。

- ① 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の設置
- ② 感染症の予防及び蔓延防止のための対策のための指針の整備
- ③ 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練の実施

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 14 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- ② 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

平成 24 年 10 月 1 日から第 4 条 2 項、第 5 条 3 項、第 6 条 1 項を変更する。

平成 25 年 5 月 1 日から第 5 条 3 項を変更する。

平成 25 年 7 月 1 日から第 4 条 2 項、第 5 条 3 項、第 6 条 1 項を変更する。

平成 25 年 10 月 1 日から第 5 条 2 項を変更する。

平成 28 年 2 月 1 日から第 4 条 2 項、第 5 条 2 項、第 6 条 1 項を変更する。

平成 28 年 12 月 10 日から第 5 条 1 項を変更する。

令和 6 年 4 月 1 日から第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条を追加し、施行する。